



安心して働くために

法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香
(函館弁護士会所属)



■5月になり、新社会人の皆さんの生活も、落ち着いてきた頃でしょうか。いわゆる「労働者」として働く人も、数多くいるでしょう。今回は、「労働者」として直面することの多いさまざまなトラブルについて、ご紹介したいと思います。

■労働関係トラブルQ&A

Q. 採用後、最初の6カ月間は試用期間だったのですが、試用期間後の本採用はできないと言われました。受け入れないといけないのでしょうか。

A. 本採用拒否は、試用期間を設けた趣旨・目的に照らして、「客観的に合理的な理由」があり、「社会通念上相当」として是認される場合にしか許されません。そのため、その本採用拒否が有効かどうかを争う余地があるかもしれません。

Q. 職場において、自分のミスにより損害が生じた場合、給与から賠償金が天引きされています。生活が苦しいので天引きを拒否したいです。

A. 仮に損害賠償義務がある場合でも、賃金は、給与所得税の源泉徴収や社会保険料の控除などといった一定の場合を除き、全額払いしなければならぬという原則があるので、天引きは拒否できません。

■いずれのトラブルにおいても、どのような請求ができるか、またはできないかは、個別の事案によりしますので、一度弁護士などの専門家に相談ください。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-3383)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

春の地域安全運動の実施

～みんなで築こう
安全で安心な大地～

【運動期間】5月11日(火)～20日(木)の10日間

【犯罪被害防止のポイント】

1 子どもの犯罪被害防止

- 「いかのおすし」の防犯標語による防犯指導や、登下校の見守り活動を行いましょう。
- 「防犯ブザー」や「防犯ホイッスル」を持たせましょう。

2 女性の犯罪被害防止

- 夜間は、できるだけ人通りが多く明るい道を歩くようにしましょう。
- 防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯しましょう。

【特殊詐欺の被害防止】

4月3日に町内に居住する方の固定電話に、役場職員を名乗る者(詐欺犯人)から、「介護保険料の返還があります」と電話がありました。電話を受けた方が、「土・日に役場から電話が来るのはおかしい、詐欺じゃないのか」と答えたところ、一方的に電話が切られるという特殊詐欺「還付金詐欺」の予兆電話がありました。被害に遭わないため次の点に注意してください。

- ①保険料や医療費の払戻しの電話は詐欺の可能性があります。まず役場や警察に相談してください。
- ②ATMでお金が戻ることはありません。電話でATMに行くように指示されたら詐欺の電話です。警察に通報してください。

この他にも詐欺の手口はいろいろあります。電話でお金のお話が出たら、即断せずに家族や警察等に相談しましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110